

市町村等における新規就農支援制度について

平成28年7月現在

市町村（事業名）	対象者等	支援内容	問い合わせ先
<p>【水戸市】 就農研修等支援事業</p> <p>就農開始支援事業</p>	<p>市内に住所を有し、市内で新規就農を希望する45歳未満の者</p> <p>市内に住所を有し、平成27年以降に市内で新規就農した45歳未満の新規参入者のうち、青年等就農計画の認定を受けている者</p>	<p>茨城県立農業大学校、鯉淵学園農業栄養専門学校及び日本農業実践学園が開校する就農準備のための講座の受講にかかる費用を助成 補助対象経費の1/2 (ただし、10,000円を上限とする)</p> <p>農業経営の開始にあたり、必要な資材の取得等に係る経費を助成 補助対象経費の1/2 (ただし、200,000円を上限とする)</p>	<p>水戸市農政課 TEL 029-232-9181</p>
<p>【古河市】 新規就農支援研修費助成事業</p>	<p>市内に住所を有し、新規就農を目指す者や新規就農後（3年以内）に自己の農業技術の向上を目指す者（39歳以下の方）</p>	<p>○研修費助成 3ヶ月以上の研修を受ける方、1年間に限り30万円を限度に助成</p>	<p>古河市農政課 TEL 0280-76-1511</p>
<p>【石岡市】 新規就農者支援センター事業</p> <p>園芸作物生産拡大整備支援事業</p>	<p>市内に就農(林)を希望される方</p> <p>①定年退職などにより新たに就農する65歳未満の者 ②就農して5年未満かつ45歳未満の者 ③新たな園芸作物の栽培又は園芸作物の生産規模拡大に取り組む者</p>	<p>就農相談、各種事業等の情報提供</p> <p>補助対象経費の1/3以内の額 (上限額50万円)</p>	<p>石岡市農政課 TEL 0299-43-1111</p>
<p>【常総市】 新規就農者研修委託事業</p>	<p>市内に住所を有し、新規就農を目指す者(概ね65歳以下)</p>	<p>先進農家における農業に関する基礎的な講義及び野菜栽培に関する農作業実習の無料受講</p>	<p>常総市農政課 TEL 0297-23-1111 (内線 2320)</p>

市町村（事業名）	対象者等	支援内容	問い合わせ先
<p>【常陸太田市】</p> <p>常陸太田市農業振興事業費</p> <p>農産物等高付加価値生産支援事業</p>	<p>市内在住の新規就農者及び農業者（55歳未満の者）のうち、新たに有機JAS規格の認定を受けようとする者</p>	<p>○農産物等生産支援 申請にかかる必要経費×1/2 （5万円を限度 3年間）</p>	<p>常陸太田市 産業部農政課 TEL 0294-72-3111</p>
<p>【笠間市】</p> <p>営農研修等受講料助成事業</p> <p>担い手対策強化促進事業</p> <p>新規就農者支援事業</p> <p>新規就農者確保事業</p> <p>農業者雇用支援事業</p>	<p>（下記全て市税の滞納のない者） 市内在住の農業経営に取り組む 強固な意思を有している者</p> <p>市内農業者の農業経営を引き継ぐ者で認定新規就農者となった者</p> <p>市内在住の認定新規就農者又は認定を受けることが確実な認定農業者の後継者（45歳未満の者） 前年の総所得が250万円未満で青年就農給付金の対象者ではない者</p> <p>青年就農給付金の受給者で借家住まいの者</p> <p>農業者を臨時に従業員として雇用する市内に住所、または事業所を有する認定農業者</p>	<p>○農業大学校又はそれに準ずる公的研修期間の受講料助成 1万6千円を上限、1人1回限り</p> <p>○長期研修助成 農業教育研修施設や優良農家において1ヶ月以上の研修を行う際の費用助成 月額5万円（2年を限度）</p> <p>○新規就農者支援事業補助金 月額5万円、36ヶ月を限度</p> <p>○家賃の1/2以内を助成 （上限3万円/月、60ヶ月を限度）</p> <p>○農業者臨時雇用支援事業 月額2万円を上限とし最大6ヶ月間（1年間の補助対象雇用数の上限は2人）</p>	<p>笠間市 農政課農政企画室 TEL 0296-77-1101</p>

市町村（事業名）	対象者等	支援内容	問い合わせ先
【つくば市】 新規就農者経営支援補助事業	市内在住の認定就農者又は認定新規就農者（18歳以上65歳未満の者）農業経営を開始している者で、認定農業者となる意思を持つ者市税の滞納がない者国または県から補助金に相当する給付を受けていない者	○新規就農者経営支援補助金 月額5万円 （就農月から36ヶ月を限度に助成）	つくば市 農業課農業政策係 TEL 029-883-1111
【行方市】 なめがた新規就農活力応援金	市内に住所を有する平成26年度からの新規参入者又は農業後継者 市内において農業経営を行う者 年間農業従事日数が200日以上見込める者 年齢が55歳未満の者 農業経営改善計画の認定申請を行う者 青年就農給付金（経営開始型）の支給対象でない者	30万円（一人1回限り）	行方市 農林水産課 農業振興G TEL 0291-35-2111
【城里町】 新規就農者支援事業	就農3年未満の新規参入者（申請時に18歳以上45歳未満の者） 就農時に町内に在住し、今後10年以上営農して10年以内に認定農業者を目指す者	○研修生助成金 月額3万円 ○受入農家等助成金 月額3万円（以上2年を限度に助成、受入農家は町内先進農家に限る） ○経営助成金 月額3万円（上記研修を終了後3年未満の者に3年を限度に助成）	城里町 農業政策課 TEL 029-288-3111
【東海村】 新規就農者育成補助事業	青年等就農計画の認定を受けた者（申請時に65歳未満の者） 就農後5年以内に認定農業者を目指す者 青年就農給付金の対象者ではない者	○独立・自営就農支援補助事業 年齢、配偶者の有無等の条件により、月額5～15万円を助成（36ヶ月を限度に助成） ○生産施設等整備補助事業（新規参入者のみ） 認定された青年等就農計画に基づく農業用機械・施設の購入費の1/2以内を助成（限度額200万円、就農1年目に1回のみ） ○農家住宅入居費補助事業（新規参入者のみ） 5年以上の賃貸借契約を締結した村内にある農家住宅の家賃の1/2以内を助成（限度額月3万円、補助期間は独立・自営就農支援補助事業と同じ）	東海村 農業支援センター TEL 029-287-7867
	上記対象者のうち親元就農者（満50歳未満の者） 「いばらき営農塾」の営農支援研修を終了した者	○親元就農支援補助事業 独身者 月額5万円 既婚者 月額7万5千円 （36ヶ月を限度に助成）	

<p>【阿見町】 阿見町農業後継者等 支援対策事業補助金</p>	<p>45歳未満の者で、町内在住の認定農業者又は認定農業者と同等の農業経営を行う農業者の経営を引き継ぐ者で、5年以内に認定農業者となる見込の者 国又は県の就農支援制度の支援対象とならなかった者で、前年の総所得が250万円未満の者 等</p>	<p>○農業大学校又はそれに準ずる公的研修期間の受講料の助成 2万円を上限 ○農業経営に必要な機械の購入に要する経費の助成 事業費の1/2（上限50万円）○農業経営に必要な施設の建設に要する経費の助成 事業費の1/2（上限50万円） ※補助金の交付はそれぞれの経費につき1回まで</p>	<p>阿見町 農業振興課TEL 029-888-1111</p>
<p>【JA土浦】 新規就農支援事業</p> <p>新規就農者受入農家 への支援</p>	<p>管内組合員子弟・IターンUターン就農者等、農業への新規参入者で、管内で農業を営むことが確実であると認められる者 肉体的・精神的に健康・健全であり、長期にわたって農業を営むことが可能であると認められる者 各市町村が定める認定就農者の認定を受けている、もしくは認定に向けての目途がたっている者</p> <p>（研修生の受入農家） 正組合員であること 新規就農者を育成することが可能な方 新規就農希望者を自立させる事に賛同してくれる方</p>	<p>○研修先の紹介 ○栽培作物の選定 ○資材の調達 ○栽培指導 ○販売ルートの確保 ○税務申告の相談</p> <p>受入農家に対し新規就農者一人あたり、研修受入開始時5万円 また、研修受入終了時に、受入期間中の1ヶ月あたり2万円を支給（但し、受入初月分は除く）</p>	<p>JA土浦 営農部営農企画課 TEL 029-823-7001</p>
<p>【JAやさと】 新規就農研修事業 「ゆめファーム やさと」</p>	<p>有機野菜に取り組む1家族妻帯者に限る。（40歳未満の者） 石岡市八郷地区で就農する者</p>	<p>○研修手当 青年就農給付金（準備型） ○研修ほ場、トラクター、農機具を準備 ○研修期間の住居は相談により支援 ○農産物はJAを通して販売</p>	<p>やさと農業協同組合 営農指導課 TEL 0299-44-1661</p>